

「新宿支部通信 令和2年5月号」を発行いたしました。支部の活動にご興味を持っていただけると共に、支部会員の皆様の業務の一助となれば幸いです。

**【2月から4月の主な支部活動】**

2月 5日(水) 企画委員会

2月17日(月) 区役所 司法書士無料相談会(10:00~16:00新宿区役所1階)  
支部役員会

3月13日(金) 企画委員会

4月16日(木) 支部役員会(ZOOM ミーティング)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月10日に予定していた第5回支部セミナーは中止とさせていただきます。また、4月24日に予定していた支部定時総会は延期し、7月までの開催を予定しております。

**【5月から7月までの主な支部活動予定】** (支部セミナーの開催は未定となっております。)

5月12日(火) 区役所 不動産登記無料相談(13:00~16:00新宿区役所第一分庁舎2階)

・3月と4月の開催を中止しましたが、5月はご予約いただいた方と電話で相談を受ける方式での開催を予定しています。

6月18日(木) 区役所 司法書士無料相談会(10:00~16:00新宿区役所1階)

日 時 未 定 東京司法書士会新宿支部定時総会

・来賓のご招待、セレモニー、懇親会は行いません。また、可能な限り、委任状の活用をお願いすることとなりますので、予めご了承ください。

中 止 決 定 専門家集団による街頭無料相談会

**【支部長より】**

皆様、お疲れ様です。支部長の石川です。新型コロナウイルスの感染が拡大し、1月に支部通信を出した頃には予想もつかなかった事態となってしまいました。本来、この支部通信では定時総会のご報告をしようと考えておりましたが、3月以降、支部の無料相談会や定時総会も中止、延期を余儀なくされました。登記事務にもその影響は大きいようで、先日、私が申請した件は、登記完了予定日が1か月以上先になっておりました。東京2020オリンピック・パラリンピックも延期となり、開催に向けて盛り上がっていた頃が遠い昔のようにも感じます。しかし、下を向いてばかりはいただけません。一日でも早くこの事態が収束し、本来の支部活動を再開できる日が来ることを願っております。そのためにも、手洗い・うがい、3密の回避、人との接触を控えることなど一人一人の行動が非常に重要になります。支部会員の皆様もくれぐれも体調にはお気を付けいただきたいと思っております。今後とも支部の活動へご理解とご協力をお願いいたします。

**【トピックス】****自筆証書遺言保管制度が7月10日から開始**

7月10日から「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(遺言書保管法)が施行されます。東京法務局管内では、本局・板橋出張所・八王子支局・府中支局・西多摩支局の5か所が遺言書保管所に指定されました。各手続きの申請書や証明書の見本など詳しい情報が法務省HPに掲載されております。

## 【法令改正等の情報】

### ★遺言書保管法・政令・手数料令・省令の施行日 令和2年7月10日

- ・遺言書保管所の管轄は、遺言者の住所地・本籍地・遺言者所有不動産所在地のいずれか
- ・保管申請は事前予約と遺言者本人の出頭が必要、遺言書保管官による本人確認あり
- ・保管申請には本籍記載の住民票・本人確認書類（免許証やマイナンバーカードなど）が必要
- ・保管申請の手数料は1件につき3,900円
- ・保管後、遺言者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、速やかに遺言書保管官に届け出なければならず、この届出は遺言書が保管されている保管所以外の遺言書保管所でも可能

## 【業務お役立ちメモ】

- ★オンライン申請時の登記原因証明情報の取扱いにつき、PDF ファイルと特例方式で送付した原本の内容が相違する場合でも形式的な訂正等であると判断できるときは、適法な PDF ファイルの提供があったものとして処理されることとなりました。（令和2年3月11日民事行政部首席登記官事務連絡）
- ★不動産登記規則の一部改正により、申請情報に「印鑑証明書（会社法人等番号何番）」と記載することで会社・法人の印鑑証明書が他管轄の法務局でも添付省略可能になりました。（法務省民二第318号通達）
- ★本年3月9日から商業登記に基づく電子証明書の発行請求等の際に印鑑カードの提示・送付が不要となりました。昨年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（未施行）に伴い、将来的に印鑑届出義務が廃止されることも決まっております。

## 【新型コロナウイルス対策に関する情報提供】（※支部通信発行日現在の情報です。）

- ★熟慮期間内に相続放棄申述を行えない場合の期間延長申立てについて（法務省 HP ご参照）
- ★定時株主総会を定款で定めた時期に開催できなかった場合の役員等の任期について（法務省 HP ご参照）
- ★主な経済的支援等
  - ・東京都感染拡大防止協力金 申請受付：令和2年4月22日（水）～6月15日（月）  
東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567（土日祝日も開設）
  - ・持続化給付金（仮称）受付：5月1日～ コールセンター 0120-115-570
  - ・生活福祉資金貸付制度 中小企業金融・給付金相談窓口 03-3501-1544 など
  - ・小学校休業等対応助成金・支援金（子供の世話のために有給休暇を取得させた事業主等への手当）  
コールセンター 0120-60-3999
  - ・住居確保給付金 受付：令和2年4月20日～（休業・失業者に対して国や自治体が行う家賃支給）  
各自治体によって必要書類等が異なるため、最寄りの「自立相談支援機関」に確認
  - ・国税・地方税の納税猶予など（財務省・総務省等の HP ご参照）

## 【支部からのお願い】

- ・令和2年4月20日から当面の間、支部事務局は月・水・金曜日のみの稼働となっております。
  - ・現在、支部からの情報を FAX で受信されている方は、メールアドレスのご登録をお願いいたします。ご希望の方は、いつでも [ts\\_shinjyuku@nifty.com](mailto:ts_shinjyuku@nifty.com)（新宿支部事務局）へご連絡ください。
- 以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

「新宿支部通信」に関するご意見や感想等がございましたら、[ts\\_shinjyuku@nifty.com](mailto:ts_shinjyuku@nifty.com)（新宿支部事務局）へメールでお知らせ願います。

次回は、令和2年8月の発行を予定しております。



東京司法書士会新宿支部 支部長 石川 幸太